

水俣の漁業補償解決へ

調停案と勧告出る

十七日までに回答 両者、受諾の構え

水俣市漁業紛争調停委員会は十二日午後一時十分から県庁知事応接室に新日協の千原専務、水俣市漁協の松田組合長ら両当事者を呼んでひらき、従来会社側が主張していた漁協の雇用と漁業振興会社への出資に七百五十万円の金銭補償を含めた調停案とともに、水俣川原地区三千三百平方メートル（十万坪）の埋め立てに関する勧告書を提示した。調停と勧告の二つ立て解決策であり、両当事者も受諾に傾いているため、昨年暮れからはじまった水俣市漁協の補償要求はようやく解決の見通しとなった。

漁協へ七百五十万円

漁民の立ち上がり資金

調停案の内容は、会社は漁協組合員に恒久的な生活安定をはかるため、組合員（約二百十人）のうち選定者三千人ないし五十人を新日協水俣工場に採用し、また同選定者（新日協）に千人程度を就労させる。このほか選定者を関連事業の下請け事業に就労させること。会社は漁業振興会社のため、水俣市が企画する漁業振興会社に五百万円を出資すること。会社は漁民の立ち上がり資金として七百五十

万円を漁協に支払う。この調停は水俣病に関する漁業補償について一切の追加補償の要求をしないこととなっている。委員会ではこの調停案とともに、会社が水俣川原地区の海面三千三百平方メートル（十万坪）を埋め立て、これによって漁協が受ける損害に対し一千万円を支払うという勧告書を出した。

れることになっているが、双方とも受諾の構えである。

◆千原新日協専務の話 案が出たからその案に沿って解決するのがあつせん。依頼者のつとめだと思ふ。十二日届京して役員会に報告し、会社としてまとまらう努力したい。

◆松田水俣市漁協長の話 必ずしも満足すべき案ではないが、白



調停案を示す委員会、向かう側が委員、手前後向きが漁協と会社側（知事応接室で）

新しい補償方式

漁業振興会社への出資

◆昨年の暮れ、漁協の第九回委員会では金銭補償優先を主張する漁協とこれにせりこみする会社側が真っ向から対立、委員会があつせんを投げ出し、しかしその後漁協内部には解部の強硬論に批判が生まれ、漁協は苦境に立つて委員会に白紙委任した。会社側も委員会の努力で譲歩に傾き、解決への糸口が見出されたわけである。

◆調停案と二緒に示された勧告は漁民にとっては一種の補償だが、その内容は実は会社側から出されたもの。委員会でも「千万円が出れば漁民の立ち上がりにもプラスになるだろう」とこれを取りあげた。これについて千原専務

紙委任をしたことだし、受けねの協力を期待したい。十四日理事はなすまい。これまでは会社の犠牲になっていたが、今後は漁民の立ち上りのために会社側

は「ここには無理だが、埋め立ての計画がまわりたい漁民に支払うことになる」と語っている。

◆調停案に盛り込まれた漁業振興会社への出資は新しい補償方式。水俣市で立案中だが、エビの養殖などが公社の事業として考えられている。